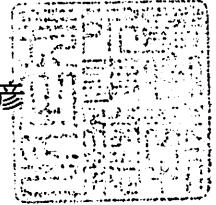


平成31年2月21日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

平成31年2月21日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分が本当に行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であるとする。

2 理由

(1) 開示申出の内容

岡口基一裁判官の分限事件を担当した最高裁判所調査官の氏名が分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成30年12月13日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件対象文書の備考欄は、裁判所が当該事件の進行管理を適切に行うために必要となる記載がされるものであるところ、同欄に記載された情報は、当該事件が終局した後も、そのまま表示されることから、事件の係属中、終局

後を問わず、当該情報を開示して事件の進行等に関する内容が明らかとなることにより、適切な裁判事務の遂行に支障を来すおそれがある（平成30年度（最情）答申第35号参照）。

よって、本件対象文書中の備考欄に関する情報は、記載の有無も含め、行政機関情報公開法第5条第6号に規定する不開示情報に相当すると考えられる。

イ したがって、原判断は相当である。